

# 第 77 回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ① 事業報告 「主要な事業内容」  
「主要な事業所」  
「会社の体制および方針」
- ② 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」
- ③ 計算書類 「貸借対照表」  
「損益計算書」  
「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」
- ④ 監査報告 「計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」

## 大 豊 建 設 株 式 会 社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しています。

## 主要な事業内容

当社グループ（当社および子会社）は、当社（大豊建設株式会社）および子会社 11 社（内 3 社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置付けは次のとおりです。

- （土木事業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が土木事業の施工および施工協力を行っています。
- （建築事業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が建築事業の施工および施工協力を、タイ大豊㈱（タイ王国）が建築事業を行っています。
- （その他の事業） 子会社である大豊不動産㈱が不動産事業を、大豊塗装工業㈱が塗装工業を、進和機工㈱が建設資材リース業等を営んでいます。

## 主要な営業所

### ① 当社

- 本店：東京都中央区新川一丁目 24 番 4 号
- 支店：
  - 北海道支店（北海道）
  - 東北支店（宮城県）
  - 北陸支店（新潟県）
  - 東京土木支店（東京都）
  - 東京建築支店（東京都）
  - 東関東支店（千葉県）
  - 名古屋支店（愛知県）
  - 大阪支店（大阪府）
  - 広島支店（広島県）
  - 九州支店（福岡県）
  - 海外支店（東京都）
- 技術研究所：（茨城県）

### ② 子会社

- ㈱森本組：本店（大阪府）

## 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、当社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」という）が法令、定款その他社内規程および社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。
  - 2) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、内部統制システムを整備し、運用するとともに、法令等に定められた開示を適時適切に行う。
  - 3) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 当社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および文書・記録管理規程に基づき、適切に作成し、保存および管理を行う。
  - 2) 当社は、取締役会議事録および事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に関する重要な文書については、取締役等および監査役が必要に応じていつでも閲覧することができるよう保存し、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 当社は、監査室に定期的に日常の業務執行について内部監査を実施させるものとし、調査結果を社長および

取締役会ならびに監査役会に報告する。なお、業務執行に関して、法令または社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見されたときは、監査室長は、直ちに社長および関係部門管理者にその旨報告し、関係部門管理者は、その報告に基づき必要な改善措置をとる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役会で年度経営計画および中期経営計画を定め、取締役等はその目標達成のために効率的に職務執行を行い、定期的にその進捗状況を取締役会において報告する。
  - 2) 当社は、業務執行の決定にあたり、法令および取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従い、審議の効率化および実効性の向上を図る。
  - 3) 当社は、日常の業務執行については、職務執行規程、職制等に従い、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にし、役職員に周知徹底させる。
- ⑤ 当社および子会社から構成される企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - イ 当社の子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告に関するための体制  
当社は、当社および子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を把握するとともに、グループ全体の情報共有化を図る。
  - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する体制  
当社は、子会社の事業活動に伴い生じる各種リスクの対応策については、当社が指示する部署において、その対応策を検討し、子会社の取締役等に対する指導を行うほか、災害等の当社および子会社に共通する事項については、対応マニュアルを整備する。
- ハ 子会社の取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、グループ各社にそれぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役またはコンプライアンス推進担当者を置くよう指導するとともに、子会社の取締役等および使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるための研修を実施し、コンプライアンス体制の強化を図る。
  - 2) 当社は、グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等につき協議し、情報共有したうえで指導を行うとともに、内部統制システムの基本方針に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図る。また、当社は、適宜に当社の顧問弁護士により、当社および子会社の取締役等並びに使用人に対し研修を行う。
  - 3) 当社は、当社の企業グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 1) 取締役会は、監査役会監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の要請に基づき、監査役会と十分に協議し、監査役会との合意に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
  - 2) 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する際、当該使用人は専属とし、監査役の指揮命令のみに服する。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制
  - 1) 当社の取締役等は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令を遵守し、有効な内部統制の運用および財務内容の適正開示に努める。
  - 2) 取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
  - 3) 監査役が取締役等の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役等は、改善を求められた事項の対応等およびその進捗状況を監査役に報告する。
  - 4) 当社の子会社の取締役等、監査役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、または会社に重大な損失を与える事実、またはその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく当社監査役、または当社管理本部長に報告を行い、管理本部長は当社の監査役に報告するものとする。
  - 5) 当社は、当社の監査役へ前項の報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席する。
  - 2) 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、

担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

3) 当社および子会社の取締役等は、監査体制の実効性を高めるため、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。

4) 監査役は、月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当グループの内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査室が把握し改善を進めています。また、監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っています。

### ② コンプライアンス

当グループでは、不正行為等の早期発見と是正を図るため公益通報者保護規程を定めており、通報者が不利益を受けないようになっています。また、通報処理体制として社内窓口は法務室長、社外窓口は弁護士事務所と定めております。当グループでは、年に1度グループの取締役および使用人を対象に研修を行っています。

### ③ リスク管理

当グループでは、監査室による定期的な内部監査や契約審査委員会等を実施し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクについて早期発見に努めています。また、危機管理マニュアルを策定し、毎年、マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を行っています。

### ④ 子会社の経営管理

当社の経営企画部および監査室は定期的に内部監査等を実施することにより、グループ経営に対応した調査を行っています。また、グループ役員連絡会を適時に実施し、子会社の経営状況等の管理を行っています。

### ⑤ 取締役の職務執行

「大豊建設株式会社企業行動規範」および社内規程を制定し、取締役が法令、定款に則り社会通念を遵守した行動を取るよう周知徹底しております。また、社外取締役を選任したことで、取締役会等で社外取締役からの発言機会を設けることにより監督機能を強化しております。なお、当事業年度における取締役会は14回開催されております。

### ⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席や適時に監査を実施することにより、適切な監査を実行しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

## (5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	42,377	17,911	△ 1,950	68,338
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,609		△ 2,609
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,557		4,557
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 42		116	74
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		△ 42	1,947	115	2,020
当期末残高	10,000	42,334	19,858	△ 1,834	70,359

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,270	△ 72	936	3,133	65	1,527	73,065
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 2,609
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,557
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							74
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	2,170	△ 32	△ 166	1,970	△ 33	202	2,139
連結会計年度中の変動額合計	2,170	△ 32	△ 166	1,970	△ 33	202	4,160
当期末残高	4,440	△ 105	769	5,104	31	1,729	77,225

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社名

(株)森本組

大豊塗装工業(株)

大豊不動産(株)

進和機工(株)

タイ大豊(株)

##### ② 主要な非連結子会社の名称

マダガスカル大豊(株)

PARC 合同会社

マスターズスタイル(株)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

##### ② 持分法非適用の主要な非連結子会社名

マダガスカル大豊(株)

PARC 合同会社

マスターズスタイル(株)

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。なお、持分法非適用の関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は連結計算書類作成会社と同一であります。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### 2) デリバティブ

時価法

###### 3) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

兼業事業支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	3～50年
機械、運搬具及び工具器具備品	2～20年

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任により要する費用に備えるため、過去の補償工事の実績を基礎に将来の補償工事の見込額を加味して計上しております。

3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価総額の見積額が受注額を超過することが確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

5) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生が見込まれる額を計上しております。

6) 業績連動報酬引当金

業務執行取締役に対する業績連動型報酬の支給に備えるため、業務執行取締役に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

7) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

8) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

9) 執行役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

### 3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### 工事契約に係る収益の計上基準

土木・建築事業においては、工事請負契約を締結しております。工事契約に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法）により収益を認識しております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については原価回収基準を適用することとしています。なお、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価を受領する時期は個々の契約により異なるものの、取下条件に従い、履行義務を充足してから概ね約1年以内に受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

### ⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理によっております。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債務、外貨建予定取引

##### ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

##### ヘッジ有効性評価の方法

デリバティブ取引の実行にあたり、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

#### 2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（建設工事共同企業体（JV）工事の会計処理）

建設工事共同企業体（JV）の会計処理については、建設工事共同企業体（JV）を自社の持ち分比率に応じて連結計算書類に取込む方式（取込み方式）によっております。

### (5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

### (6) 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

#### ①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。



### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 未成工事支出金等の内訳

未成工事支出金	1,255 百万円
兼業事業支出金	2 百万円
材料貯蔵品	71 百万円
計	1,328 百万円

#### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

下記の資産を営業保証金の差入保証金の代用として、担保に供しております。

投資有価証券 9 百万円

#### (3) 有形固定資産に係る減価償却累計額 11,985 百万円

#### (4) 偶発債務(債務保証)

分譲代金の前金返還に対する連帯保証 560 百万円

マンション購入者の借入金に対する連帯保証 2 百万円

#### (5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 33 百万円です。

### 4. 連結損益計算書に関する注記

#### (1) 工事損失引当金繰入額

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は 529 百万円です。

#### (2) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項 7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 90,415 千株

(注)当社は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。上記の株式については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

#### (2) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 69,000 株

なお、当連結会計期間の権利行使は 74,000 株です。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	2,609	147円	2025年3月31日	2025年6月30日

(注)当社は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。上記の 1 株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。なお、株式分割考慮後の 1 株当たり配当額は 29 円 40 銭となります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額   | 3,020百万円   |
| 2) 1株当たり配当額 | 34円        |
| 3) 基準日      | 2026年3月31日 |
| 4) 効力発生日    | 2026年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。また、上記の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれています。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を適時把握する体制としております。

短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対して貸付けを行っており、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとに返済期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

立替金は、主に工事に係る取引に基づいて発生した受取手形・完成工事未収入金等以外の債権であり、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利が適用される借入金は、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、海外事業に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関する処理等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注) 参照）。また、現金は注記を省略しており、資産の預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、短期貸付金及び立替金、負債の支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	11,524	11,524	-
(2)長期貸付金	1,188	1,163	△24
資産計	12,713	12,688	△24
(1)長期借入金	6,000	6,000	-
負債計	6,000	6,000	-

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 940 百万円及び出資金 1,596 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,937			10,937
国債・地方債等	9			9
投資信託		577		577
長期貸付金		1,163		1,163
資産計	10,946	1,741	-	12,688

#### ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		6,000		6,000
負債計	-	6,000	-	6,000

#### 投資有価証券

上場株式及び国債・地方債等については、取引所価格を用いて評価しており、上場株式及び国債については活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合算額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合算額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しております。ただし、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	土木事業	建築事業	その他の事業	計
売上高				
国内	59,685	64,357	4,704	128,747
海外	10,628	442	—	11,071
顧客との契約から生じる収益	70,314	64,800	4,704	139,818
外部顧客への売上高	70,314	64,800	4,704	139,818

(注) 売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

### (2) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)	当連結会計年度期末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	21,031	14,629
契約資産	67,759	75,971
契約負債	8,472	5,703

契約資産は、発注者との工事請負契約について期末日時点で完了しておりますが未請求の完成工事に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該完成工事に関する対価は、取下条件に従い、工事完成により請求し、約1年以内に受領しております。

契約負債は、主に、収益を認識する発注者との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,872百万円であります。

当連結会計年度期首に認識されていた契約資産及び契約負債に係る当連結会計年度における重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額は、5,036百万円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、267,702百万円であります。当該残存履行義務は、概ね5年以内に収益として認識すると見込んでおります。

8. 1 株当たり情報に関する注記	
1 株当たりの純資産額	854 円 48 銭
1 株当たりの当期純利益	51 円 64 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	51 円 57 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	93,045	流動負債	50,227
現金預金	15,779	支払手形	91
電子記録債権	46	電子記録債務	4,157
完成工事未収入金	70,388	工事未払金	17,012
未成工事支出金等	998	短期借入金	2,150
短期貸付金	799	リース債務	16
立替金	2,794	未払法人税等	2,179
未収消費税等	1,527	未成工事受入金	3,828
その他	717	預り金	17,690
貸倒引当金	△6	完成工事補償引当金	521
固定資産	31,001	賞与引当金	493
有形固定資産	13,482	工事損失引当金	1,354
建物・構築物	6,262	株主優待引当金	35
機械・運搬具	200	業績連動報酬引当金	55
工具器具・備品	247	その他	638
土地	6,697	固定負債	12,605
リース資産	27	長期借入金	6,000
建設仮勘定	45	リース債務	14
無形固定資産	845	繰延税金負債	1,282
投資その他の資産	16,673	退職給付引当金	4,797
投資有価証券	12,916	株式給付引当金	168
関係会社株式	2,137	その他	344
長期貸付金	1,601		
長期前払費用	91	負債合計	62,833
その他	2,737	(純資産の部)	
貸倒引当金	△2,812	株主資本	56,959
		資本金	10,000
		資本剰余金	42,334
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	32,334
		利益剰余金	6,459
		利益準備金	1,105
		その他利益剰余金	5,353
		固定資産圧縮積立金	104
		別途積立金	815
		繰越利益剰余金	4,434
		自己株式	△1,834
		評価・換算差額等	4,221
		その他有価証券評価差額金	4,221
		新株予約権	31
		純資産合計	61,213
資産合計	124,046	負債純資産合計	124,046

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しています。

# 損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		102,938
完成工事原価		92,617
完成工事総利益		10,320
販売費及び一般管理費		5,660
営業利益		4,660
営業外収益		
受取利息	79	
受取配当金	1,056	
為替差益	663	
その他	68	1,867
営業外費用		
支払利息	179	
支払保証料	45	
貸倒引当金繰入額	322	
支払手数料	125	
その他	35	709
経常利益		5,819
特別利益		
固定資産売却益	864	
投資有価証券売却益	405	
貸倒引当金戻入額	0	1,270
特別損失		
固定資産除売却損	50	
訴訟関連損失	6	
投資有価証券評価損	425	
減損損失	464	
その他	5	952
税引前当期純利益		6,137
法人税、住民税及び事業税	2,268	
法人税等調整額	△ 141	2,126
当期純利益		4,010

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しています。

**株主資本等変動計算書**  
(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	32,377	1,105	109	815	3,028	△1,950	55,485	
当事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△4		4		-	
剰余金の配当							△2,609		△2,609	
当期純利益							4,010		4,010	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の処分			△42					116	74	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）									-	
当事業年度中の変動額合計			△42		△4		1,406	115	1,474	
当期末残高	10,000	10,000	32,334	1,105	104	815	4,434	△1,834	56,959	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ハッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
当期首残高	2,135	-	2,135	65	57,686
当事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△2,609
当期純利益					4,010
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					74
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）	2,086		2,086	△33	2,052
当事業年度中の変動額合計	2,086		2,086	△33	3,527
当期末残高	4,221		4,221	31	61,213

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

###### 1) 子会社株式

移動平均法による原価法

###### 2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

兼業事業支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物	3～50年
機械・運搬具	2～15年
工具器具・備品	2～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任により要する費用に備えるため、過去の補償工事の実績を基礎に将来の補償工事の見込額を加味して計上しております。

##### ③ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

##### ④ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、発生する工事原価総額の見積額が受注額を超過することが確認され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生が見込まれる額を計上しております。

⑥ 業績連動報酬引当金

業務執行取締役に対する業績連動報酬の支給に備えるため、業務執行取締役に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

⑦ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑧ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

工事契約に係る収益の計上基準

土木・建築事業においては、工事請負契約を締結しております。工事契約に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法）により収益を認識しております。

また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については原価回収基準を適用することとしています。なお、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価を受領する時期は個々の契約により異なるものの、取下手続きに従い、履行義務を充足してから概ね約1年以内に受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② ハッジ会計の方法

原則として繰延ハッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理によっております。

ハッジ手段とハッジ対象

ハッジ手段

為替予約

ハッジ対象

外貨建金銭債務、外貨建予定取引

ハッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ハッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

デリバティブ取引の実行にあたり、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

#### ③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 (建設工事共同企業体 (JV) 工事の会計処理)

建設工事共同企業体 (JV) の会計処理については、建設工事共同企業体 (JV) を自社の持ち分比率に応じて計算書類に取込む方式 (取込み方式) によっております。

#### (6) 会計方針の変更

該当事項はありません。

#### (7) 未適用の会計基準等

未適用の会計基準等は、「連結計算書類 連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6)未適用の会計基準等」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

#### (8) 重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

#### ① 一定の期間にわたり収益を認識する方法の適用及び工事損失引当金の計上における工事原価総額の見積り

##### 1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上されている完成工事高 102,938 百万円のうち、一定の期間にわたり収益を認識する方法 (原価回収基準の適用を除く) により計上した売上高の金額は 99,906 百万円、工事損失引当金は 1,354 百万円であります。

##### 2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は「連結計算書類 連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 (重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,594 百万円

#### (2) 偶発債務(債務保証)

マンション購入者の借入金に対する連帯保証 2 百万円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,108 百万円

長期金銭債権 1,601 百万円

短期金銭債務 2,828 百万円

#### (4) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 26 百万円であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	11 百万円
仕入高	119 百万円
販売費及び一般管理費	132 百万円
営業取引以外の取引による取引高	932 百万円

(2) 一般管理費に含まれる研究開発費 457 百万円

#### (3) 工事損失引当金繰入額

完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は 419 百万円であります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	2,247,935	1,225	149,230	2,099,930

(注1)普通株式の自己株式の増加1,225株は、単元未満株式の買取による増加1,225株によるものであります。

普通株式の自己株式の減少149,230株は、単元未満株式の売却による減少40株、転換社債型新株予約権付社債の行使による減少19,790株、ストックオプションの行使による減少74,000株、株式給付信託の給付による減少55,400株によるものであります。

当事業年度末株式数には「役員向け株式給付信託」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式(前事業年度末585,500株、当事業年度末530,100株)が含まれております。

(注2)当社は、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

上記の株式については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

### 5. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

##### 繰延税金資産

退職給付引当金	1,512 百万円
工事損失引当金	426 百万円
貸倒引当金	888 百万円
完成工事補償引当金	164 百万円
減損損失	265 百万円
賞与引当金	180 百万円
未払事業税	110 百万円
投資有価証券評価損	141 百万円
新株予約権	9 百万円
その他	199 百万円

繰延税金資産 小計 3,898 百万円

評価性引当額  $\Delta$ 3,189 百万円

繰延税金資産 合計 709 百万円

##### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	$\Delta$ 1,943 百万円
固定資産圧縮積立金	$\Delta$ 47 百万円
その他	$\Delta$ 0 百万円

繰延税金負債 合計  $\Delta$ 1,991 百万円

繰延税金資産の純額  $\Delta$ 1,282 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)森本組	所有 直接 100.0%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付(注1)	800	短期貸付金 未収入金	-
				資金の収納(注1)	800		0
				利息の受取	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付、収納についてはグループ会社間で効率的な資金管理を行っているものであり、利率については市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の受入、提供は行っていません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	692円76銭
1株当たりの当期純利益	45円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45円39銭

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「注記事項(7. 収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 淳一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上